

インドにおけるプラスチック規制の導入過程と
マハーラーシュトラ州およびタミル・ナドゥ州の取り組み

2020年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ムンバイ事務所

ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は JETRO 中小企業海外展開支援プラットフォーム事業の一環として、Khaitan & Co の菊田聖子氏が作成した報告にジェトロ・ムンバイ事務所が一部加筆し再構成をしたものです。2020年1月時点に入手した情報に基づくものであり、その後の各州法を含む法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Khaitan & Co は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Khaitan & Co が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。また、プラスチックに関連する法令等の厳密な解釈等についてはインド中央政府・各州政府の関連省庁および法律事務所等にもご確認いただくことをお勧めします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ムンバイ事務所
E-mail：INB@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. はじめに.....	1
2. インド全体におけるプラスチック規制	2
(1) 1986年環境保護法.....	2
(2) 2016年有害廃棄物およびその他廃棄物（管理および越境移動）規則.....	2
(3) 2016年プラスチック廃棄物管理規則.....	3
3. マハラーシュトラ州におけるプラスチック規制.....	7
(1) 2006年マハラーシュトラ州非生物分解性廃棄物（規制）法.....	7
(2) 規制導入の過程	7
(3) 第一次修正	9
(4) 第二次修正	9
(5) 第三次修正	11
4. タミル・ナドゥ州におけるプラスチック規制	15
(1) 規制導入の過程	15
(2) 不織布製造者からの反発とマドラス高等裁判所の判断	17
(3) 紙コップ製造者からの反発とマドラス高等裁判所の判断.....	17
(4) マドラス高等裁判所の判断の背景.....	18
5. おわりに.....	19

インドにおけるプラスチック規制の導入過程と マハーラーシュトラ州およびタミル・ナドゥ州の取り組み

1. はじめに

2018年3月、インド西部マハーラーシュトラ州（以下、MH州）政府は唐突ともいえる厳しいプラスチック規制の導入を発表した。同年6月の完全施行に前後して、MH州の各都市では生活へ大きな影響が生じ始めた。スーパーマーケットではプラスチック製レジ袋（plastic bag、以下プラスチック袋）が配られなくなり、ファストフード店ではプラスチック製のカップが姿を消し始め、ストローが紙に切り替わりだした。規制の内容は多岐にわたり、生活や産業界への影響は甚大になることが予想された。その後、数次の修正を経てMH州のプラスチック規制は続いている。年が明けた2019年1月には南部タミル・ナドゥ州（以下、TN州）もプラスチック規制を導入。その内容はMH州の内容と劣らず厳しいものであり、部分的にはMH州より厳しいものであった。

現在インドではほとんどの州が何らかのプラスチック規制を導入しているが、その内容や運用については非常に複雑かつ多岐にわたり、実態の把握が困難ともいえる。これはインドの法体系や行政制度に帰することができる。中央政府が施行する各種の関連法をもとに、権限を付与された形となった各州政府がそれぞれ独自の修正や留保を施した上で規制を導入し運用するからだ。インドにおけるプラスチック規制を調査する際、まずはこの違いを認識しなければならない。ある州で認められた対応が別の州で認められないことも大いにあり得る。

本報告書はインドにおけるプラスチック規制を概観する目的で執筆されている。まずは各州の規制の大本となる中央政府の規制・法律について時系列的にまとめる。次に、昨今のプラスチック規制の盛り上がりの端緒となったMH州の規制についてその経緯と導入過程について説明する。加えて、日系企業も多く集積する主要州、TN州の規制、そして各業界団体の反発とマドラス高等裁判所の判断を紹介する。

なお、本報告書内で触れられる各種規制や法律は2020年3月の執筆時点のものであり、今後改正および修正等される可能性があることをここに付記する。

2. インド全体におけるプラスチック規制

本節では、インドのプラスチック規制の大本となる中央政府の法律（中央法）「1986年環境保護法」について説明し、関連する「2016年有害廃棄物およびその他廃棄物（管理および越境移動）規則」とプラスチックの規制により特化した「2016年プラスチック廃棄物管理規則」について解説する。

(1) 1986年環境保護法

インドにおけるプラスチック規制の大本となる法は、中央法である「1986年環境保護法¹⁾（以下、「環境保護法」）となっている。同法は、①有害物質²⁾の製造、加工、処理、包装、貯蔵、輸送、使用、収集、破壊、変更、販売または輸送、および②環境汚染物質³⁾の排出または廃棄にかかわる産業、事業または工程に従事する者を規制の対象としている。

また、環境保護法はインド中央政府が環境の保護・改善および環境汚染物質の防止・管理・削減に必要なあらゆる措置を取る権限を与えている。この権限には、州政府との調整、環境汚染の防止、管理、規制に関する全国的な計画の策定・施行、環境の質に関する様々な基準の設定、有害物質の取り扱いに関する手続き・安全策の規定、産業、事業者または工程の閉鎖、禁止または規制命令の発行、上記目的を遂行するための規則、ガイドライン、マニュアル等の策定⁴⁾が含まれている。同法の下で与えられた上記の権限に基づき、中央政府は、環境汚染を防止、管理および削減するために様々な規則を出している。中でも、「2016年有害廃棄物およびその他廃棄物（管理および越境移動）規則⁵⁾」および「2016年プラスチック廃棄物管理規則⁶⁾」がプラスチック規制に関係している。

(2) 2016年有害廃棄物およびその他廃棄物（管理および越境移動）規則

1989年7月28日、環境森林省⁷⁾は、「1989年有害廃棄物（管理および取り扱い）規則」を通達し、産業工程および廃棄物の流れから有害廃棄物を特定し、これらの有害廃棄物の管

¹ Environment (Protection) Act, 1986

² 環境保護法の第2条(e)において、「有害物質 (hazardous substance)」とは、その化学的または生理化学的特性上またはその処理上、人体、その他生物、植物、微生物、財産または環境に悪影響をもたらす物質または生成を言う、と定義されている。

³ 環境保護法の第2条(b)において「環境汚染物質 (environment pollutant)」とは、集中・濃度によってまたはその傾向として環境に有害な固形、液体またはガス状物質を言う、と定義されている。

⁴ 環境保護法第3条、第5条および第25条

⁵ Hazardous and Other Wastes (Management and Transboundary Movement) Rules, 2016

⁶ Plastic Waste Management Rules, 2016

⁷ 環境森林省は2014年に環境森林気候変動省となっている。

理や処理に関する規則を定めた。2008年9月24日⁸、当該規則は「2008年有害廃棄物（管理、取り扱いおよび越境移動）規則」と改称され、有害化学物質や有害廃棄物の製造、保管、および持ち込みに関する規則が定められた。さらに、環境森林気候変動省は、2016年4月4日付で⁹上記の規則を廃止し、新たに「2016年有害廃棄物およびその他廃棄物（管理および越境移動）規則」（以下、「有害廃棄物規則」）を通達した。

有害廃棄物規則はインドの全州に適用され、同規則の下では、その物質性、化学性、反応性、有害性、可燃性、爆発性または腐食性の特性により、単独または他の廃棄物・物質との接触によって、健康または環境に危険を引き起こすまたは危険を引き起こす可能性が高い廃棄物を、「有害廃棄物」とであると定義している。この中には、プラスチックの生産に伴う使用済み触媒や加工残留物も含まれる¹⁰。有害廃棄物規則はまた、事業者¹¹に対して有害廃棄物およびその他の廃棄物の発生を防止、削減するとともに、収集し、再使用またはリサイクルし、安全に処分する義務を課している。

表 1.中央政府・省庁による環境関連法および規則

法・規則	特記
【中央法】 1986年環境保護法	・インドプラスチック規制の大本となる法律 ・規制の対象を明確化 ・中央政府に権限を付与 →州政府との調整も権限に含まれる
【環境森林省】 1989年有害廃棄物(管理および取扱い)規則	・有害廃棄物を特定し、管理や処理に関する規則を制定 ⇒2008年に改称
【環境森林省】 2008年有害廃棄物(管理、取扱いおよび越境移動)規則	・有害化学物質や有害廃棄物に関する規定が制定 ⇒2016年に廃止
【環境森林気候変動省】 2016年有害廃棄物およびその他廃棄物(管理および越境移動)規則	・上記「規則」を廃止 ・インド全州に適用 ・事業者 に対して有害廃棄物およびその他の廃棄物の発生を防止、削減するとともに、収集し、再使用またはリサイクルし、安全に処分する義務を課す

出所：ジェトロ作成

(3) 2016年プラスチック廃棄物管理規則

インドで初めてプラスチック廃棄物に特化した規則は、1999年に環境森林省が通達した「1999年再生プラスチックの製造、販売および使用規則¹²」である。同規則では再生プラスチックによる食品包装や深刻なごみ問題の管理に焦点が当てられた。その後、2003年の

⁸ S.O.2265(E).

⁹ G.S.R. 395(E)

¹⁰ 規則第3(1)(17)(i) および有害廃棄物規則別表1の第22条

¹¹ 環境保護法第2(f)により、「占有者 (occupier)」とは、工場または事業所については、当該工場または事業所の運営を管理する者と定義される。

¹² Recycled Plastics Manufacture and Usage Rules, 1999

改正によって、初めてプラスチック袋の製造、販売および使用ならびに再生利用についての規制が取り入れられた。中でも、プラスチック袋は最低 20 ミクロンの厚さであるべきこと、再生プラスチックで作られたプラスチック袋や容器は食品の包装に使用してはならないこと、およびプラスチック廃棄物の再生利用はインド規格局が定めたインド規格に従うことが定められた。同規則によって、州の汚染管理委員会¹³には、同規則への違反に対して措置を取る権限が与えられることとなった。

2011 年、上記規則に代わり、中央政府は、新たに 2 月 4 日付で「2011 年プラスチック廃棄物（管理および取り扱い）規則」を通達。この規則は、プラスチックの製造および使用に関する様々な基準や措置を規定し、プラスチック袋の厚みは最低 40 ミクロンであるべきことを定め、またタバコ、噛みタバコ等の包装等へのプラスチックの使用を禁じた。

さらに、2016 年 3 月 18 日付の通達¹⁴により、上記規則は廃止され、「2016 年プラスチック廃棄物管理規則」（以下、「プラスチック管理規則」）が新たに制定。プラスチック管理規則は、プラスチック廃棄物の最小化、発生源分別、再生利用について定め、新たに廃棄物の分別業者、再資源業者、廃棄物処理業者に対しても対象を拡大した。プラスチック管理規則は、とりわけ、インドにおけるあらゆる廃棄物排出者、製造者¹⁵、輸入者および生産者¹⁶に対して適用される。「廃棄物排出者（waste generator）」は、広範に定義されており、使用後または使用目的終了後にプラスチックを廃棄するすべての者、集団、機関、住居、および商業施設と定義されている。また、「拡大生産者責任（Extended Producer Responsibilities: EPR）」方針を採用し、これまで地方自治体の自主性に任されていたプラスチック廃棄物の収集・処理について、生産者等（製造者、輸入者、生産者、ブランド所有者）にその責任があることを明確にした。

プラスチック管理規則において、「プラスチック¹⁷」とは、その必須成分として、ポリエチレンテレフタル酸エステル、高密度ポリエチレン、ビニル、低密度ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン樹脂、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン、ポニフィレン酸化物、ポリカーボネート、ポリプチレン・テレフタレート等の高分子を含む物質であると定義される。プラスチック管理規則は、プラスチック袋、プラスチックシート類、プラスチック

¹³ 汚染管理委員会（汚染管理局とも）は Pollution Control Board と呼ばれ、中央政府のものは Central Pollution Control Board（CPCB）、各州のものは一般的に州名の頭文字+PCB（MH 州であれば MPCB）で呼ばれる。

¹⁴ GSR 320 (E)

¹⁵ 規則 3(m) により、「製造者 “manufacturer”」とは、生産者が原材料として使用するプラスチック原料の製造に従事する者または事業体と定義される。

¹⁶ 規則 3(s) により、「生産者 “producer”」とは、買物袋、多重包装材またはプラスチックシート類の製造やインポートに従事している者を意味し、プラスチックシート類、プラスチックシートからできたカバーまたは多層包装材を商品の包装・梱包に使用している事業者や個人も含む、と定義される。

¹⁷ 規則 3(o)

シートから作られたカバー、および多層包装の製造、保管、流通、販売および使用に関して、下記のような条件を定めた。

- プラスチック袋の厚みは最低 50 ミクロンなければならない。
- プラスチック袋およびプラスチック包装は、本来の色調（無着色）または IS 9833:1981¹⁸基準を遵守した色素・着色剤を使用しなければならない。
- インドの製造者は、生産者に対して原材料として使用するプラスチックを販売、提供または手配するに先立ち、州の汚染管理委員会に登録せねばならない。
- プラスチック廃棄物の再生利用は、インド規格 IS 14534:1998¹⁹ に従わねばならない。

表 2.中央政府・省庁によるプラスチック規制に特化した規則

法・規則	特記
【環境森林省】 1999年再生プラスチックの製造、販売および使用規則	・再生プラスチックによる食品包装やごみ問題の管理に焦点 ⇒2003年に改正
【環境森林省】 (2003年改正)再生プラスチックの製造、販売および使用規則	・初めてのプラスチック袋製造、販売および使用並びに再生利用についての規制 ・最低20ミクロンというプラスチック袋の厚さ規定 ・再生プラスチックの食品包装等への使用禁止 ・インド規格局が定めたプラスチック再利用規定 ・州汚染防止委員会(管理局)に、違反者への措置を取る権限の付与
【中央政府】 2011年プラスチック廃棄物(管理および取扱い)規則	・上記規則に代わり通達 ・プラスチックの製造および使用に関する様々な基準や措置を規定 ・最低40ミクロンというプラスチック袋の厚さ規定 ・タバコ、噛みタバコ等の包装等へのプラスチック使用禁止 ⇒2016年に廃止
【環境森林気候変動省】 2016年プラスチック廃棄物管理規則	・プラスチック廃棄物の最小化、発生源分別、再生利用に関する規定 ・廃棄物の分別業者、再資源業者、廃棄物処理業者に対しても対象を拡大 ・「拡大生産者責任(Extended Producer Responsibilities: EPR)」方針を採用 ・「プラスチック」を定義 ・各種プラスチック製品の製造条件を明確化(プラスチック袋の厚さは最低50ミクロン等) ⇒この規則通達を受け、各州が独自の規制を打ち出すように

出所：ジェトロ作成

表 3.プラスチック規制関連年表

1986年	環境保護法
1989年	有害廃棄物(管理および取扱い)規則(2008年に改称)
1999年	★再生プラスチックの製造、販売および使用規則(2003年に改正)
2003年	★改正再生プラスチックの製造、販売および使用規則
2008年	有害廃棄物(管理、取扱いおよび越境移動)規則(2016年に廃止)
2011年	★プラスチック廃棄物(管理および取扱い)規則(2016年に廃止)
2016年	有害廃棄物およびその他廃棄物(管理および越境移動)規則 ★プラスチック廃棄物管理規則

★印はプラスチックに特化した通達

出所：各ジェトロ作成

¹⁸ List of pigments and colourants for use in plastics in contact with foodstuffs, pharmaceuticals and drinking water

¹⁹ Guidelines for Recycling of Plastics

以上のとおり、インドにおけるプラスチック規制の源流は 1986 年の「環境保護法」にあり、その後各規則の制定や改定、廃止、新設等を経て 2016 年の「プラスチック廃棄物管理規則」に至る。一方で、これらは中央政府や省庁が策定した規則である。これらの中央政府が打ち出した規則を受け、プラスチック袋の厚みをより強化した規制を打ち出す州もみられ始め、MH 州は、より進んだ対策として、全国に先駆けて使い捨てプラスチックを取り締まる独自の規制を打ち出し、テランガナ州、ヒマチャル・プラデシュ州、タミル・ナドゥ州等もこれに追随した。

昨今のインドのプラスチック規制については、このように各州がこの「プラスチック廃棄物管理規則」を受けて独自の規制を導入したかたちとなっている。

3.マハーラーシュトラ州におけるプラスチック規制

本節ではインド主要州で早い段階から厳しいプラスチック規制を導入した MH 州の事例を紹介する。まずは、2018 年 3 月に公示された通達に先立つ「2006 年マハーラーシュトラ州非生物分解性廃棄物（規制）法」の説明をし、今般の規制導入についてその時系列をまとめる。そして、その後に発出された 3 次につながる修正について概要を紹介する。

(1) 2006 年マハーラーシュトラ州非生物分解性廃棄物（規制）法

マハーラーシュトラ州非生物分解性廃棄物（規制）法（以下、MH 州廃棄物法）は、生物分解できない廃棄物の使用を制限し、また当該廃棄物の公共下水設備、道路、湿地帯、水域、および一般大衆の目に触れる場所への投げ捨てや留置を防止することを目的としている。

「生物分解性のない物質（non-biodegradable material）」とは、微生物、日光その他の自然の作用によっては腐敗または分解できない物質であると定義される。これには、ポリエチレン、ナイロン、その他ポリ塩化ビニル、ポリプロピレンやポリスチレン等のプラスチック物質から製造された物品が含まれる²⁰。また、同法の第 6 条は、土地や建物の所有者および占有者に対して、生物分解できない廃棄物を、指定されたごみ収集所に収集することを義務付けている。

同法により、州政府には、官報公示の通達により、州政府が定める基準に従わない、生物分解性のない物質または州内の環境に有害なその他物質の使用を制限または禁止する権限、および一般命令または特別命令により、製造者、流通業者その他商品の生産や取り扱いにかかわる者に対して、包装材の使用および処分に関してその種別、大きさ、厚み、表示および成分（分解性や再生利用可能性に関する基準を含む）について制限を課す権限が与えられている。

(2) 規制導入の過程

2018 年 1 月 2 日、MH 州環境局は、MH 州の全ての長官、自治体、市議会の長に対して、許認可発行にあたり、プラスチックおよびサーモコール²¹の製造、流通、保管、および販売の禁止を条件に盛り込むよう命令を出し、同年 3 月 23 日付で通達²²²³（以下、「MH 州プラスチック禁止通達」）を発出、プラスチック袋およびプラスチック使い捨て製品²⁴の製造等

²⁰ 廃棄物管理法第 2(h)

²¹ インド英語で発泡スチロールを主に意味する単語

²² Plastic -2018/C.R.No. 24/ TC- 4, “Maharashtra Plastic and Thermocol Products (Manufacture, usage, sale, transport, handling and storage) Notification 2018”

²³ http://www.mpcb.gov.in/sites/default/files/plastic-waste/rules/plastic_27032018.pdf

（最終アクセス 2020 年 3 月）

²⁴ 「single use plastic」と呼ばれる。

を禁止した。

MH 州プラスチック禁止通達は、MH 州廃棄物法の第 4 条 1 項²⁵および 2 項²⁶に定められる州政府の権限に基づき出されている。

MH 州プラスチック禁止通達は、MH 州におけるプラスチック袋およびプラスチックやサーモコールから製造された使い捨て製品の製造、使用、輸送、流通、卸売りおよび小売り販売、保管、輸入、ならびに装飾目的のプラスチックの使用を禁止している。使い捨て製品には、使い捨て食器、コップ、皿、グラス、フォーク、ボウル容器、ホテルで食品の包装に使用される使い捨て皿や容器、スプーン、ストロー、不織ポリプロピレン袋、液体を保存するコップや小袋、商品・食品・穀類を包装・保管するためのプラスチック包装等が含まれる。禁止対象製品の製造、使用、販売等については公示日（2018 年 3 月 23 日）に即日施行となり、既存在庫の処分については施行日から 1 カ月の猶予が与えられた（後の修正により 3 カ月に延長）。

3 月 23 日版の MH 州プラスチック禁止通達には、いくつかの例外が規定されていた。除外対象には、所定の品質基準を満たし買い戻し価格を表示している 500ml 以上のペットボトル、医薬品の包装に使われるプラスチック袋やプラスチック、種苗、園芸、農業、固形廃棄物の処理専用の生分解性プラスチック袋またはプラスチック材料、経済特別区（Special Economic Zone : SEZ）や輸出指向型企業における輸出用プラスチックおよびプラスチック袋の製造、製造工程で原材料を包装するためのプラスチックカバーまたはプラスチックおよび製造過程の不可欠な一部であるプラスチックカバーまたはプラスチック（リサイクル表示が必要）、および一定の牛乳のパウチパックが指定された。

MH 州プラスチック禁止通達に対して、MH 州プラスチック製造者協会²⁷およびインド全国プラスチック製造者協会²⁸は、それぞれ、ボンベイ高等裁判所に対して、同通達の無効判断と暫定差止を求めて訴えを起こした。しかし、裁判所は、2018 年 4 月 12 日付および 4 月 13 日付の命令において、同通達を発した州政府の権限を認め、申し立てを棄却、現在本件については手続きが停止状態とされている。

²⁵ 第 4 条 1 項は、州政府は、官報公示の通達により、州政府が定める基準に従わない、生物分解性のない物質または州内の環境に有害なその他物質の使用を制限または禁止することができるとしている。

²⁶ 第 4 条 2 項は、州政府は、一般命令または特別命令により、製造者、流通業者その他商品の生産や取り扱いにかかわる者に対して、分解性や再生利用可能性に関する基準を含め、包装材の使用および処分に関してその種別、大きさ、厚み、表示および成分について制限を課すことができるとしている。

²⁷ Maharashtra Plastic Manufacturers Association

²⁸ All India Plastic Manufacturers Association

写真 1. プラスチック製パウチバッグで販売されている牛乳



(ジェトロ撮影)

(3) 第一次修正

2018年4月11日付の通達²⁹³⁰により、MH州プラスチック禁止通達の一部が修正され、通達で定める条件の遵守を条件に、ペットボトルの使用、販売、購入、保管および製造が認められた。また、禁止対象のプラスチック製品の処分期限が施行日の1カ月から3カ月（2018年6月23日）に延長された。

(4) 第二次修正

2018年6月30日に出された新たな通達³¹³²によりMH州プラスチック禁止通達はさらに修正され、これにより200ml未満のペットボトルが禁止された他（それ以前は500ml未満を禁止対象としていた）、これまで通達の適用を免除されていた、製造工程での原材料の包装用または製造過程の不可欠な部分であるプラスチックについて、新たに条件が付加さ

²⁹ Plastic- 2018/C.R. No. 24/ TC-4

³⁰ http://www.mpcb.gov.in/sites/default/files/plastic-waste/rules/Environment_Department_18042018.pdf

(最終アクセス 2020年3月)

³¹ Plastic.2018/C.R.No. 24/TC-4

³² http://www.mpcb.gov.in/sites/default/files/plastic-waste/rules/plasticwasteGazetteSearch_03072018.pdf

(最終アクセス 2020年3月)

れた。これにより、「製造過程の不可欠な部分」については、①包装材の厚みは 50 ミクロン超であること、②最低 20%の「再生可能 (recyclable) プラスチック」(食品包装用を除く)から成ること、および③製造者の詳細、プラスチックの種別(コード番号)および買い戻し価格を表示することが条件とされた。

なお、「再生可能 (recyclable) プラスチック」については、MH 州廃棄物法にも、MH 州プラスチック禁止通達およびその後の修正通達のいずれにも定義されておらず、プラスチックの再生可能性 (recyclability) についての基準やガイドラインも特に出されていない。

ただし、「リサイクル (recycling)」とは、MH 州プラスチック禁止通達において、「分別されたプラスチック廃棄物を新しい製品や新製品を生み出すための原材料に変換する工程をいう」と定義されており、プラスチック廃棄物のリサイクルではインド規格 IS 14534:1998 (Guidelines for Recycling of Plastics) を遵守することが義務付けられている。インド規格局が発効した同ガイドラインは、プラスチックの製造者に対して、再処理業者や使用者が基本原料を特定する手助けとなる表示を付すよう規定しており。これには再生プラスチックの使用有無、再生プラスチックの使用割合を示すコード、製品を「再生可能 (recyclable) / 再使用可能 (reusable)」と表示することも含まれている。

従って、「再生可能 (recyclable) プラスチック」については特に定義されておらず、政府からの解釈も出されていないが、インド規格局が発効した上記のガイドラインから類推すると、IS 認証の「再生可能 (recyclable)」表示がされてあるプラスチック材であると解釈するのが無難と考えられる³³。

³³ 包装材が 20%以上の再生可能プラスチックから構成されているかどうかを見極めるのは高度に技術的であり、包装材を購入した生産者側が判断するのは難しく、包装材を製造・販売した製造者の表示に頼るほかない。インド規格では、プラスチックの製造者に対して、リサイクル表示に加えて、「未使用 (virgin)」のプラスチックであるか、再生プラスチックであるか、それともその混合品であるかの表示、および再生プラスチックを使用する場合にはその使用割合の記述またはコード表示を求めている。また上記の通達が 20%以上の再生可能プラスチックの使用について食品用の包装を除外していることから、州政府は、再生プラスチック (recycled / recycle) の使用割合が 20%以上であるべきことを意図していたのではないかと推測できる。ただし、第三次修正においても「recyclable plastic」の表現が残されているため、上記の解釈をとることは難しいと思われる。

写真 2.第 2 次修正で認められた 250ml のペットボトル



リサイクル価格が 1 kgあたり 15 ルピーであることが記載されている。
(ジェトロ撮影)

写真 3.ムンバイ市内のスターバックスに掲示されている環境配慮をうたったボード



一時紙ストローが導入されたが、後に生分解性プラスチックのものとなった。
(ジェトロ撮影)

(5) 第三次修正

MH 州プラスチック禁止通達は、2019 年 6 月 14 日付の通達³⁴³⁵により、3 度目の修正を

³⁴ Plastic-2019/C.R. No. 171/T.C.-1

³⁵ [http://www.mpcb.gov.in/sites/default/files/plastic-waste/rules/Maharashtra Plastic and Thermocol Products 28062019.pdf](http://www.mpcb.gov.in/sites/default/files/plastic-waste/rules/Maharashtra%20Plastic%20and%20Thermocol%20Products%2028062019.pdf)

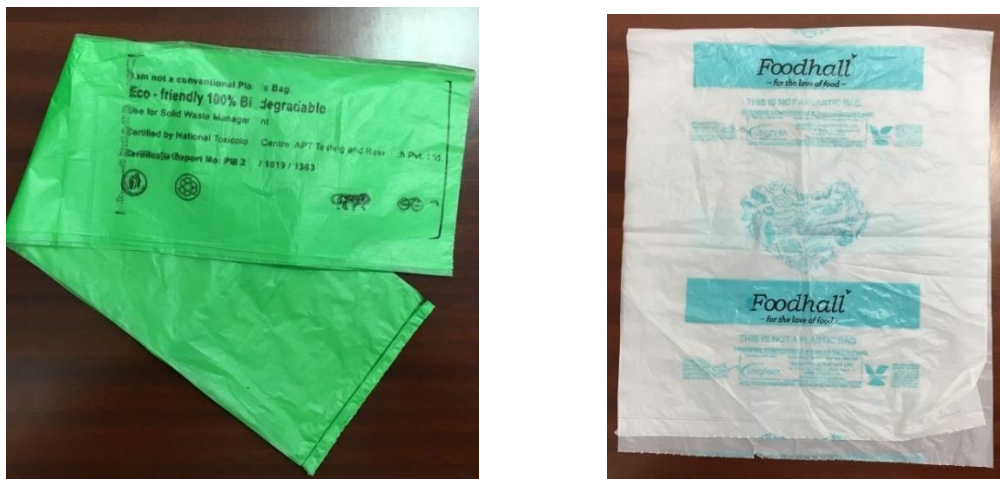
行った。これにより、これまで免除されてきた製造工程で使用される、または製造上不可欠な一部であるプラスチック包装材一般への適用免除が修正され、製造工程で使用されるまたは製造上不可欠な一部である「気泡緩衝材」のみが一定の条件（20%以上の再生可能プラスチック材から成ること、製造者の詳細やプラスチックの種類、買戻し価格の表示等）に基づき除外されることとなった。

表 4.MH 州のプラスチック規制導入過程

日付	内容	特記
2006年	マハーラシュトラ州非生物分解性廃棄物(規制)法	州政府に各種権限を付与
2016年	※「2016年プラスチック廃棄物管理規則」が通達	—
2018年3月23日	「the Maharashtra Plastic and Thermocol Products (Manufacture, Usage, Sale, Transport, Handling and Storage) Notification, 2018」の導入を発表	500ml以下のペットボトル、使い捨てのレジ袋、皿、コップ、スプーン、フォークやストローの使用等禁止を発表。
6月23日	3ヶ月間の猶予期間を経て、上記が完全施行	—
6月30日	新たな通達で内容を一部修正	対象外となっていた産業製品や食料品等のプラスチック包装の条件の明確化。ペットボトルは500ml未満から200ml未満へ緩和。
7月10日	MH州政府が写真入りのガイドブックを公開	—
2019年1月1日	※TN州で同様の規制が施行	—
5月～6月	乳製品業界団体がパウチパックへの買い戻し制度導入に反対	「現状、原則プラごみはリサイクルされている」という業界の認識の下、買い戻し制度の導入を反対を貫いている。
6月14日	気泡緩衝材に関する規定を一部修正	再利用可能材の利用など条件を明確化。
8月15日	モディ首相の独立記念日演説	10月2日(ガンディー誕生日)からの全土での規制導入が議論に。
10月2日	ガンディー誕生日	全土での規制導入が見送られた。

出所：ジェットロ作成

写真 4.生分解性となったごみ袋（左）と高級スーパーの野菜を入れる袋（右）



両者ともプラスチックでないことと MPCB の認証が記載されている
(ジェットロ撮影)

(最終アクセス 2020 年 3 月)

写真 5.MH 州政府が公開したガイドライン (抜粋)

DEPARTMENT OF ENVIRONMENT, GOVT. OF MAHARASHTRA
MAHARASHTRA POLLUTION CONTROL BOARD

Shri Devendra Fadnis
Hon'ble Chief Minister, Maharashtra State

Shri Ramdas Kadam
Minister for Environment, Maharashtra State

Shri Pravin Pote-Patil
Minister of State for Environment, Maharashtra State

AN ILLUSTRATED GUIDE BOOK FOR PLASTIC AND THERMOCOL BAN NOTIFICATION

एकच घ्यास वेव्या, प्लास्टीक पिशवी हटव्या,
समुद्र पर्यावरणाचे रक्षण करव्या!

Banned
less than 200 ml. Drinking water PET / PETE bottles, having liquid holding capacity

Banned
Plastic Mineral Water Pouch

Allowed
PET / PETE Bottles having a liquid holding capacity 200 ml. and more than 200 ml. (printed with deposit and refund price or buy-back price under EPR)

DEPARTMENT OF ENVIRONMENT, GOVT. OF MAHARASHTRA | MAHARASHTRA POLLUTION CONTROL BOARD

Banned

One time use / Single use disposable items madeup of Thermocol (Polystyrene) or Plastic. e.g. dish, spoon, cups, plates, glasses, fork, bowl, container.

Banned

Disposable dish / bowl used for packaging foods in hotels and Straw

DEPARTMENT OF ENVIRONMENT, GOVT. OF MAHARASHTRA | MAHARASHTRA POLLUTION CONTROL BOARD

Allowed

Manufacture of plastic and plastic bags for export purpose in special economic zone & export oriented units.

Allowed

Plastic material madeup of minimum 20 % recyclable plastic material & having a thickness more than 50 micron, used for wrapping the material at the manufacturing stage or integral part of manufacturing. Thermocol used for wrapping the material at manufacturing stage. (printed with manufacturers details, type of plastic with code number and buy-back price under EPR)

DEPARTMENT OF ENVIRONMENT, GOVT. OF MAHARASHTRA | MAHARASHTRA POLLUTION CONTROL BOARD

Allowed

Paper based carton packaging using one or more layer of plastic

Allowed

Virgin Plastic bagused for milkhaving thickness not less than 50 Micron & printed with a buy back price.

DEPARTMENT OF ENVIRONMENT, GOVT. OF MAHARASHTRA | MAHARASHTRA POLLUTION CONTROL BOARD

Penalties under plastic & Thermocol Notification

First offence Rs. 5000/- Fine.

Second Offence Rs. 10,000/- Fine.

Third Offence Rs. 25,000/- Fine + 3 months imprisonment

Note :
Above pictorial information is an illustrative. The detail information of the Maharashtra plastic & thermocol products (Manufacture, usages, sale, transport, handling & storage) notification 2018, is available on the website <http://mahervis.nic.in>, <http://mpcb.gov.in> & <https://dgps.maharashtra.gov.in>

出所：MPCB のウェブサイトより

以上のとおり、MH 州では 2006 年に施行された「マハーラーシュトラ州非生物分解性廃棄物（規制）法」等をその根拠とし、今般のプラスチック規制を導入した。唐突な導入に産業界からは大きな反発があり、ペットボトル等一部の規制は後の修正で緩和されている。しかし、規制の導入後には実際に生活の範囲でも大きな影響が見られ、一定の効果があったことがわかる。一方で、運用は必ずしも徹底されているわけではなく、普通のプラスチック製とおぼしき買い物袋を提供する商店もある。2020 年 3 月、州政府は街中の取り締まりを行い、罰金を徴収したことが報じられている（「タイムズ・オブ・インディア」2020 年 3 月 3 日）。MH 州のプラスチック規制については、今後も修正や運用に注視が必要といえる。

4. タミル・ナドゥ州におけるプラスチック規制

本節では MH 州に追随して厳しいプラスチック規制を導入した TN 州の規制概要について説明し、各業界団体からの反発を紹介する。MH 州と同じ「プラスチック規制」ではあるが、紙コップなどの特定製品においては、MH 州と違った規制を導入している。

(1) 規制導入の過程

2018年6月5日、TN州首相は、州議会議場において、2019年1月1日を施行日として、その厚みにかかわらず、一度限り使用される使い捨てプラスチックを禁止することを発表した。続いて、TN州環境森林局は、2018年6月25日付で通達³⁶³⁷（以下、「TN州プラスチック禁止通達」）を出し、プラスチック袋、プラスチック製の旗、食品包装や食卓に広げる等に使用されるプラスチックシート、プラスチック皿、プラスチックのコーティングが施されているティー・カップ、プラスチックカップ、水袋・水パック、およびプラスチックストローについて、その厚みにかかわらず、製造、保管、供給、輸送、販売および流通を禁止。ただし、同通達は、製造・加工所での使用に先立つ商品密封包装の不可分一体となっているプラスチック袋、ミルクや乳製品に使用されるプラスチック、および「compostable」と表示されており所定の基準・仕様を遵守した生分解可能プラスチックから作られているプラスチック袋については、適用を除外した。また TN 州汚染管理委員会は、上記通達に沿って、禁止対象製品のリストおよび環境にやさしい代替製品のリストを発表した。

写真 6.タミル・ナドゥ州 プラスチック規制における規制品リスト



³⁶ G.O. (MS) No. 84

³⁷ https://www.tnpcb.gov.in/pdf_2018/G.O_84_BanPlastic3718.pdf

(最終アクセス 2020年3月●日)



3. 発泡スチロール製の皿



4. プラスチックコーティングされた紙皿



5. プラスチックコーティングされた紙コップ



6. プラスチック製のコップ



7. プラスチック製のタンブラー



8. 発泡スチロール製のコップ



13. プラスチック製の旗



14. 不織布（ポリプロピレン）の袋

出所：タミル・ナドゥ州政府ウェブサイトを基にジェトロ作成

施行日の前日から 2019 年の年初数日にわたり、州の各地で一斉摘発が行われ、禁止対象プラスチック製品が没収された。

この TN 州プラスチック禁止通達を受け、主に不織袋、紙コップ、およびプラスチック袋の製造者らを中心に、マドラス高等裁判所に同通達の無効判断を求める訴えが次々に提起された。

(2) 不織布製造者からの反発とマドラス高等裁判所の判断

不織袋製造者らの主な主張は、買物袋はプラスチックではなく織物材料からなる繊維グレードの繊維ポリマーから製造されており、100%再生利用・再使用可能であるため、包括的な禁止は不合理であるとするものだった。さらに、「州政府は、中央政府による規制を超えて環境保護法（第 5 条）に基づきこのような規制を出す権限はない」と主張。これに対し、2019 年 7 月 11 日、マドラス高裁は、請求原因は高度に技術的であり裁判所の専門外であることを理由に、裁判所では判断できないとして訴えを却下した。

(3) 紙コップ製造者からの反発とマドラス高等裁判所の判断

紙コップ製造者らの主な主張は、紙コップの大部分は紙でありプラスチックの割合は極小であること（一般的に、94%は食品等級の紙から成り、残り 6%が低密度ポリエチレン（LDPE）によるコーティング）、インドの他州でもプラスチックの禁止が施行されているが、紙コップを禁止している州はどこにも無いことを理由とするものだった。さらに、TN 州が紙コップ製造業を促進した経緯や、当該産業に従事する労働者が 50~60 万人にも及ぶことも理由に挙げた。

マドラス高裁は、プラスチックを使用する紙コップの使用目的が、お茶やコーヒー等の一度限りの飲用にあるとすれば、「一度限り使用の使い捨てプラスチック（one time use and

throw away plastics)」の定義を満たすと判断。また、被告側の TN 州政府も次の点を主張した。

- 紙コップ製造者協会らの要望に基づき、紙コップの生分解性について調査するため、TN 州汚染管理委員会、プラスチック工学・技術中央研究所（Central Institute of Plastic Engineering and Technology : CIPET）、民間企業および大学関係者からなる作業委員会を設置
- 委員会がまとめた報告では、これらの紙コップはリサイクルする余地が大いにあるにもかかわらず、拡大責任者責任原則（EPR）に基づく回収メカニズムが十分に整っていないためリサイクルされていない現状がある。
- 紙コップにコーティングされた LDPE は自然環境の条件では容易に生分解できず分解されるまでに数十年を要する。

裁判所は、被告の上記主張に依拠し、このような使い捨て紙コップの製造、販売および廃棄が認められるならば同州の生態系全体に悪影響を与えるだけであるため、州政府が環境保護措置の一環として紙コップを禁止したのは正当であると判断した。

(4) マドラス高等裁判所の判断の背景

無効を求めるプラスチック袋製造者らによる主な主張は、次の 2 点である。

- 環境法はインド国憲法別表 7 のリスト 1・Union List の第 97 番項目に由来するものであり、これは中央政府の専管事項であり州政府は環境保護に関する規制権限を持たない。
- また、TN 州プラスチック禁止通達は、中央政府が策定したプラスチック管理規則よりも厳しく、プラスチック管理規則では認められているプラスチック製品が TN 州プラスチック禁止通達により禁止されている等の矛盾。

この点に関しマドラス高裁は、TN 州プラスチック禁止通達は中央政府のプラスチック管理規則に優越したりこれを不要化するものではないこと、また州政府はプラスチック管理規則の目的を達成するために、生態系に与える悪影響を考慮して、さらに進んだ措置として特定のプラスチックの製造、供給および販売を完全に禁止することも認められると判断し、2019 年 7 月 11 日付の裁判所命令により、訴えを棄却した。

現時点では上記マドラス高裁の判断について上訴する動きはみられず、TN 州プラスチック禁止通達は現在も有効に存続している。

5. おわりに

ここまでみてきたように、インドにおけるプラスチック規制は非常に複雑であり州ごとでも大きく規制内容や運用が異なる。そもそもは中央政府の施行した法律や発出した通達に基づき各州政府が権限を委譲され規制を導入しているのだが、各州によって解釈がまちまちであり、「プラスチック規制にかかるインド全土での共通認識」というものは残念ながら形成されていない。MH州とTN州という日系企業も集積する主要州においてさえ、規制内容や運用が大きく異なる。今後、インドにおけるプラスチック規制の影響等を調査する際は、あくまで州レベルでの調査をすることが求められるといえる。

一方で、現状の各州の規制は絶対的なものでなく今後修正されることも大いに予想される。例えば、2017年に導入された税制（GST：Goods and Service Tax）においても、これまでに税率の変更含め何度も大きな修正を経ている。インドでは、規制は（日本と比較した場合）可変的なものともいえ、常に注視をしていかなければならない。

プラスチック規制においては、まず中央政府の担当部局であるCPCBの情報、次に関係する各州のPCBの情報を収集することが重要だ。また、MH州の例のように産業界からの大きな反発により規制が緩和される可能性もあり、各種関連する報道にも注意をしなければならない。

【「ジェトロビジネス短信」の関連報告】

- ・MH州、プラスチック製品の使用禁止を発表

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/04/eff2ebd01c02ddcc.html>

- ・MH州、プラスチック規制の新たな通達で内容を修正

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/07/a08261cbff7237ae.html>

- ・MH州、プラスチック規制が日常生活に影響

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/07/dcfbc8c44c73e7cd.html>

- ・乳製品業界団体が買い取り制度導入に反対、MH州プラスチック規制

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/06/3cf82639567d2ac8.html>

- ・TN州、プラスチック規制導入に向け課題が山積

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/10/30e846bb0b7645ee.html>

- ・TN州で使い捨てプラスチック規制始まる

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/01/d9ca56d3ac3e81fc.html>

- ・インド国鉄、10月から施設内での使い捨てプラスチック使用禁止へ

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/08/d9b613c59d5731c2.html>

- ・インドのプラスチック規制、民間企業も追随

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/09/15a5ea6ca78eb967.html>

・インドのプラスチック規制、急速な導入に困惑と反発

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/09/6817a7286d9411c8.html>